

招 集 期 日	令 和 6 年 7 月 24 日 (水)		会議の場所	教育委員室
会議の時刻 及び宣告者	開会の時刻 午後 2 時 40 分		開 会 者	教 育 長
	閉会の時刻 午後 3 時 50 分		閉 会 者	教 育 長
委 員 出 席 状 況				
氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	
秋 本 文 子 教 育 長	出 席	平 野 博 之 委 員	出 席	
柿沼拓弥教育長職務代理者	出 席	駒 澤 幸 浩 委 員	出 席	
田 村 和 代 委 員	出 席			
議 事 参 与 者 及 び 説明のための出席者	橋本学校教育部長	新井生涯学習部長	米花教育総務課長	蓮見学校教育課長
	亀村学校給食センター所長	佐藤生涯学習課長	根岸スポーツ振興課長	阿久津図書館長兼郷土資料館長
書 記 名	教育総務課総務係 平川			傍聴人 なし
会議事件名	て ん 末			
開 会 日程第1 前回会議録の承認	教育総務課長	本日、傍聴人はない。		
	教育長	7月定例教育委員会を開会		
	教育長	教育委員会の会議は公開が原則となっているが、人事に関する案件等について出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができる。本日の日程の中で議案第47号は、教科用図書の採択に関するため非公開としてよろしいか。		
	教育長	異議なしの声あり		
	教育長	議案第47号を非公開とする。		
	教育長	6月定例教育委員会の会議録について諮った。		
		異議なしの声あり		
	教育長	前回会議録は、承認された旨宣した。		

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第2 報告事項1 令和6年6月定例市議会提出（教育委員会関係）議案等について</p>	<p>教育長 学校教育部長</p>	<p>報告事項1について、学校教育部長から説明を求めた。</p> <p>令和6年6月定例市議会提出、教育委員会関係、学校教育部所管部分について</p> <p>斎藤万紀子議員から「学校行事における子どもと保護者の声の反映と今後の方針」について一般質問があった。</p> <p>質問の1点目、「学校行事の中止決定までの経緯」についてである。</p> <p>市内陸上記録会の中止に至る経緯について答弁した。中止の理由として3点、通知文の内容について述べた。「決定までに子どもたちの声を聞くことはしたのか」について、さらに、「代替案や段階的な中止などは検討されなかったのか」について答弁した。</p> <p>「小学校運動会等における鼓笛活動の中止に至る経緯について」答弁した。中止の理由として5点、通知文の内容について述べた。</p> <p>続いて、「決定までに子どもたちの声を聞くことはしたのか」について、さらに、「代替案や段階的な中止などは検討されなかったのか」について、答弁した。</p> <p>「羽生市小・中学校硬筆展覧会の中止に至る経緯について」答弁した。</p> <p>続いて、「決定までに子どもたちの声を聞くことはしたのか」について、次の段落の「代替案や段階的な中止などは検討されなかったのか」について、答弁した。</p> <p>次に、質問の2点目の「周知の方法について」答弁した。</p> <p>まず、「これらの件に関して、これまで子どもたちに説明は行ったのか、今後行う予定はあるのか」については、今後、改めて説明を行う予定はないことについて述べた。</p> <p>次に、「保護者からも手紙1枚の報告に納得できない、非常に残念だ、という声が多く届いているが、どのように受け止めているか」について述べた。校長からは、保護者から「残念である」旨の意見がある一方で、「練習の負担が減り、子どもがほっとしている」という意見もあることについて、学校における働</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>き方改革の推進については、令和4年9月に保護者宛て文書を発出し、県の方針を受けて「これまで続けてきた恒例の行事であっても大胆に見直す」ことについて、通知文を出しており、教育の質の維持向上のために、そして先生の元気を子どもの元気につなげることができるよう、行事の見直しについて1年以上かけて御理解と御協力をお願いしていることについて述べ、「手紙1枚の報告に納得できない、非常に残念だ」という意見については真摯に受け止めつつも、市教育委員会としては、主催団体から保護者への説明は十分であったと受け止めていることについて答弁した。</p> <p>次に、質問の3点目の「今後の学校行事の方針」について答弁した。</p> <p>まず、「教育委員会としても行事に関しては今後縮小していくと考え、それにのっとっての決定だったか」について述べた。</p> <p>羽生市教育委員会では、埼玉県教育委員会が令和4年4月に改訂した「学校における働き方改革基本方針」にのっとり、教育の質の維持向上のための働き方改革を推進するためには、縮小を含めた行事の見直しは必要であると考えていることについて述べ、各主催団体は、県教育委員会及び市教育委員会の方針も十分に考慮した上で行事の中止を決定したものと捉えていることについて答弁した。</p> <p>次に、「今後の学校行事の方針」について答弁した。</p> <p>教員の働き方改革のもと、文部科学省や埼玉県教育委員会から、行事の精選について求められているところではあるが、行事のもつ意義は非常に大きいと考えていると述べ、実際に、校長会でも行事の中止については、「苦渋の決断である」との意見が出され、市教育委員会としても同様の捉えであると答弁した。</p> <p>今後の学校における学校行事の在り方については、限られた時間の中で子どもたちのために何が本当に必要か見極め、効果的な取組を行っていくとともに、安全面を考慮し、児童生徒が積極的に参加し、活躍できる学校行事を計画・実行できるよう、校長研究協議会等で指示していくことや、学校・家庭・地域による一体的な取組となる学校運営協議会の活動の充実についても、併せて周知していくことについて、答弁した。</p> <p>次に、増田敏雄議員の一般質問の1項目目「教育の充実について」について答弁した。1点目、「『個を生かし、主体的に生</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>きる力を育む特別活動の推進』研究指定校、東中学校の研究成果について」答弁した。</p> <p>まず、「研究成果をどのようにいかしているのか」について、研究の経過と成果について述べ、東中学校は、文部科学省から令和5・6年度「主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に関する実践研究」の委託を受けており、これまでの研究の成果をさらに発展させ、引き続き研究を行っていくことや、これらの研究の成果については、市内の学校においても共有し、各学校の実態に応じて実践できるよう支援していくことについて答弁した。</p> <p>次に、「生きる力を育む教育をどのように進めていくのか」について答弁した。</p> <p>答弁の前段で特別活動の推進や学級経営の充実について述べ、特別活動は、学級経営の要であり、より一層充実するよう取り組んでいくことについて答弁した。</p> <p>質問の2点目の「家庭での『毎日の勉強時間の目標設定』の可能性について」答弁した。家庭学習の時間の目安を示すことの意義を述べつつ、教師による日々の授業改善と、児童生徒が主体的に学びに向かうための学欲向上が欠かせないと考えていることについて答弁した。</p> <p>また、学級活動の内容において、一人一人のなりたい自分像に応じて具体的な行動目標を意思決定する授業を行っており、主体的に学習に向かう態度を育成していくことの重要性について答弁した。</p> <p>次に、増田議員の一般質問の2項目目「生徒指導提要について」答弁した。</p> <p>はじめに、「校則の見直しについて」答弁した。校則については、子どもたちの実情、保護者の考え方、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、教育指導上、必要な校則となっているか絶えず積極的に点検、見直す必要があることについて、また、校則の点検、見直しは、子どもたちの校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにもつながることについて、引き続き継続的な校則の点検、見直しの必要性等、指導していくことについて答弁した。</p> <p>「不適切な指導について」答弁した。答弁では、適切な生徒指導の推進について、校長研究協議会・教頭研究協議会等にお</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>いて、指導し、各学校においては職員会議等で周知していることや「発達支持的生徒指導」の推進、令和6年3月に埼玉県教育委員会から出されました「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック」についても、積極的な活用を促していることについて答弁した。</p> <p>さらに、「第3期教育基本振興計画」を進めていく中で、「羽生市の教育に関するウェルビーイングの向上」の下に、適切な生徒指導が推進できるよう、指導していくことについて答弁した。</p> <p>次に、増田議員の一般質問の3項目「市内小学校・中学校の水泳授業・プール管理」について答弁した。</p> <p>はじめに「水泳授業とプール管理の現状について」答弁した。</p> <p>まず、「水泳授業について」は、現在、全ての小学校で実技を行っており、中学校については、施設の老朽化により、プールの維持管理が難しいため、令和2年度から実技指導は行っていないことについてである。</p> <p>次に、「プール管理の現状」については、市内小学校のプールについては、岩瀬小学校・羽生南小学校は、プールの使用ができなくなっていることから、それぞれ近隣の小学校において、バスで移動し水泳の授業を行っていることについて、また、廃止した中学校や中止したプールであっても、校庭に使用するスプリンクラー施設や近隣の防火水槽の水源の役割も果たしていることについて答弁した。</p> <p>そして、今後、大きな故障の発生など、やむを得ずプールが使用できないと判断される場合は、まずは、近隣の小学校間でのプールの共同利用について調整していくと答弁した。</p> <p>次に、「水泳授業の民間施設への全面委託の可能性について」答弁した。</p> <p>民間施設への全面委託については、過去にも検討しており、委託費のほか、民間施設の受入れ可能時間帯、時間数に制限があるなど、実現するには様々な課題があった。これらの課題について解決策を見出すことができないか、他の自治体の先進事例を参考にしながら、研究を行うと答弁した。</p> <p>次に、中島直樹議員の一般質問の2項目目「子どもたちの命を守るために」について答弁した。まず、質問の1点目、「保育所、学校への侵入者への対応について」のうち、不審者監視設備の設置状況について、市内の全小・中学校の正門に防犯カメ</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>ラを設置してあること、また、「防犯カメラ監視中」の看板も設置し、犯罪の抑止を図っていることについて答弁した。</p> <p>次に、来訪者の管理について、取組例として、玄関で氏名等を記入する、各学校の実態に応じて来訪者の管理に努めていることについて、また、警察や地域との連携体制の構築について、さらに、地域との連携について、犯罪の抑止及び不審者対応の体制づくりに努めていることについて答弁した。</p> <p>次に、情報収集体制について答弁した。</p> <p>不審者が発生した際は、連絡メール等を活用し、市内の小・中学校へ情報提供を行い、児童生徒や家庭への注意喚起を行っていることについて、また、校内で不審者が発生した場合の情報収集体制について、危機管理マニュアルや避難訓練の実施により、教職員で定期的に共通理解を図っていることについて答弁した。</p> <p>次に、質問の2点目、「登下校時の不審者との遭遇時の現在の対応」について、その取組について答弁した。取組の一つ目として、防犯標語「いかのおすし」による不審者対応、二つ目として、防犯ブザーや防犯笛の活用、三つ目として、子どもを守る110番協力場所等への逃げ込み、四つ目として、保護者や地域ボランティアの方々による見守り、五つ目として、犯罪被害の防止についての授業の実施、さらに、その他取組について答弁した。</p> <p>最後に、各学校では継続して児童生徒に安全指導を行うとともに、近年発生した事件例・事故例に対応すべく、校長研究協議会等を通して管理職へ指導していくと答弁した。</p> <p>次に、野中一城議員の一般質問の2項目目「学校施設の防犯対策について」答弁した。はじめに、質問の1点目、児童生徒に対する防犯指導の実施について、各学校における防犯指導の取組について、4点答弁した。</p> <p>1点目は、日常的な指導や声掛け、2点目は、犯罪被害の防止についての授業の実施、3点目は、避難訓練の実施、4点目は、登下校における防犯指導について述べた。</p> <p>次に、質問の2点目は、教職員を対象とした防犯研修や訓練の実施についての取組について3点答弁した。</p> <p>1点目は、各学校での危機管理マニュアル等を用いた研修の実施、2点目は、埼玉県教育委員会主催の各種研修会への参加、</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項2 羽生市教育委員会後援名義の承認等の状況について（令和6年1月～令和6年6月分）</p>	<p>教育長</p>	<p>3点目は、避難訓練の実施の取組について答弁した。</p> <p>次に、質問の4点目は、ネットランチャーの配備について答弁した。</p> <p>現在、羽生市の小・中学校にはネットランチャーを配備していない。しかし、ネットランチャーは、網が絡み不審者の動きを止め、その間に児童生徒を避難させるのに大変有効であるとともに、操作が簡単であり、抑止効果も高いことから、ネットランチャーの配備について積極的に検討していくと答弁した。</p> <p>報告事項2について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	<p>教育総務課長</p>	<p>後援名義、共催名義の使用及び教育長賞の交付の申請件数等については、表のとおりである。</p> <p>協賛名義、推薦名義の使用は、いずれもなかった。また、不承認となった案件もなかった。詳しい内容は、台帳のとおりである。</p>
<p>報告事項3 羽生市公民館の臨時休館について</p>	<p>教育長</p>	<p>報告事項3及び4について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
<p>報告事項4 令和6年度PTA活動研究委嘱について</p>	<p>生涯学習課長</p>	<p>令和6年度PTA活動研究事業については、羽生北小学校PTAに委嘱し、家庭や家族の教育力の向上の研究と実践に取り組んでいただくものである。また、その成果については、令和7年度羽生市PTA連合会総会において報告をしていただく予定である。なお、羽生北小学校PTAに対し、研究奨励費として56,000円が支給される。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項5 2024はにゅうスポ・レクフェスタ（第2回）の開催について</p>	<p>教育長 スポーツ振興課長</p>	<p>報告事項5について、スポーツ振興課長から説明を求めた。</p> <p>「はにゅうスポ・レクフェスタ」は、市民体育祭に代わる事業として、今年度が2回目の開催である。このイベントは、市民の誰もが気軽に参加でき、楽しめる体験型スポーツ・レクリエーションイベントで、スポーツ・レクリエーションを始めるきっかけづくりとして、スポーツ人口の増加、健康・体力の保持・増進等につなげるとともに、ユニバーサルスポーツなどを通して多様性への理解を深めるものである。更には、スポーツ・レクリエーション団体の活動を市民に広く知っていただく機会とし、団体活動の活性化を推進する。主催は、羽生市、羽生市教育委員会である。主管として、スポーツ・レクリエーション団体や市関係部署等により、実行委員会を組織して実施する。期日は、毎年10月第3日曜日とし、今年度は10月20日（日）に開催する。</p> <p>会場・日程については、記載のとおりである。</p> <p>内容は大きく4項目である。(1) アーティスティックスイミング（シンクロ）で元オリンピック選手の青木愛氏による講演、(2) 各スポーツ・レクリエーション団体による体験ブース、(3) 各種健康測定ブース、(4) 様々なお楽しみイベントを実施する。参加団体は、市内スポーツ・レクリエーション団体など、記載のとおりである。なお、この事業は「市制施行70周年記念事業」として実施する。初開催の昨年度は、残念ながら雨天により屋外ブースが中止となってしまったが、今年度は好天を期待し、屋内外全てのブースを運営したいと考えている。</p> <p>多くの皆様に御参加いただけるよう準備を進めていく。</p>
<p>報告事項6 川俣 締切跡430周年記念展「会の川締切ビフォーアフター～</p>	<p>教育長 図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>報告事項6について、図書館長兼郷土資料館長から説明を求めた。</p> <p>会の川筋が文禄三年（1594）に締め切られてから、令和6年（2024）で430年になる。そこで、会の川締切工事やその前後の利根川流域の歴史に焦点を当てたパネル展を開催し、文化財保護への理解を広めるものである。主催は羽生市立郷土資料館</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>利根川流域の羽生の歴史～」の開催について</p> <p>報告事項7 その他</p>	<p>教育長</p> <p>柿沼委員</p>	<p>で、市内4か所の道の駅はにゅう、羽生駅自由通路、キヤッセ羽生、羽生市役所で9月14日から12月13日にかけてパネル展示を4回に分けて行う。会の川締切工事が行われる前後の利根川の歴史について、パネルを使用した展示である。関連事業として、地元の新郷第一小学校児童を対象に展示関連事業を実施する。また、他校でも希望があれば対応する。</p> <p>その他の報告を求めた。</p> <p>7月5日全国市町村教育委員会連合会の令和6年度第2回常任理事会が東京都の学士会館で開催された。文部科学省の3名から情報提供があった。総合教育政策局教育人材政策課の重親課長補佐から「優れた教師人材の確保に向けた取組」、初等中等教育局財務課堀家課長補佐から「中央教育審議会特別部会「審議のまとめ」について」、初等中等教育局学校デジタル化渡辺プロジェクトチームサブリーダーから「GIGAスクール構想の更なる推進に向けて」の話があった。</p> <p>その後「令和7年度文教施策と予算に関する要望書」要望活動について会務報告があった。令和6年度の事業計画、令和7年度全国市町村会連合会事業計画（案）が承認された。第70回定期総会・厚労省表彰についても審議があった。</p> <p>続いて7月16日埼玉会館小ホールで埼玉県教育委員会と埼玉縣市町村教育委員会連合会の共催により、令和6年度埼玉縣市町村教育委員会教育委員研究協議会があった。講演は東京大学の大学院佐々木教授による「小・中学生のメンタルヘルスについて」であり、事例発表は和光市教育委員会による「学校における働き方改革の推進について」であった。その後三つに分かれ、「不登校対策のあり方について」「小中一貫教育・小中連携教育のあり方について」「ICT教育の推進について」分科会があった。</p> <p>7月23日羽生市役所302会議室で埼玉縣市町村教育委員会連合会、都市教育長協議会、市町村教育長協議会の三つの団体による令和7年度文教施策と予算に関する要望書に関する意見交</p>

会議事件名	て ん 末	
	教育長	<p>換会、要望書の作成についての役員会議があった。作成した要望書は、8月21日に埼玉県知事、教育長、その他関係者に提出する予定である。</p>
	教育長	<p>2024年7月号の全国市町村教育委員会連合会から出ている冊子の巻頭言で柿沼教育長職務代理者の記事があった。</p>
	教育長	<p>報告事項に関し、質問・意見を求めた。</p>
	駒澤委員	<p>報告事項1 斎藤万紀子議員が質問した答弁についてである。我々が子どもの頃に当たり前のように実施されていた陸上記録会、鼓笛活動、硬筆展覧会が今後開催されなくなることに一抹のさみしさを覚えるが、一方で先生方の働き方改革をはじめとした社会の変化への対応を余儀なくされている状況も理解している。保護者にはやむを得ず行事を中止する状況を理解してもらうために、一定の時間を要することが考えられ、説明を求められる場面が今後も続くと思われる。その際には前もって通知してあるという一言だけで片付けることなく、親切丁寧に説明し続ける必要があると思う。今後も根気強く取り組んでいただけるようお願いしたい。</p> <p>質問だが、これまで各種行事の見直しや部活動の外部委託、ICT 端末の導入などによって、教員の働く環境に変化が生じてきていると思う。これらの働く環境の変化によって今現在、教員が最も恩恵を受けていること、変化をしたことによって今後課題となり得ることがあれば教えていただければと思う。</p>
	学校教育課長	<p>働き方改革に御理解と御協力をいただき、恩恵は確実に出ています。まず、時間外勤務時間で45時間超又は80時間超の教職員が確実に減ってきていることが数値として出てきている。それに伴い、目に見えない成果かもしれないが、行事等の準備に充てていた時間を教材研究や授業の準備等に充てることによって授業の質の維持向上につながり、それは子どもたちに還元されている。また、働き方改革を進めることは、教員不足の解消</p>

会議事件名	て ん 末	
		<p>にも大きくつながっていく。目に見える成果としては時間外勤務時間の減少が分かりやすいが、それ以外の効果も付随して出てきているところである。</p> <p>また今後の課題として、今まで行事の中で培われてきた子どもたちの目に見えづらい部分で育まれてきた力、いわゆる非認知能力や、集団の中で過ごす力について、行事を通して身につける機会が減ってくる。それについては、特別活動を充実させることで、目に見えない力を授業等を活用しながら補っていく必要があると感じている。また、常々教員にも伝えているが、働き方改革は、あくまで教育の質の向上のために行っている。ただ行事等を減らしていくことに終始するのではなく、それによって生まれた時間を教育の質の向上につなげられるように引き続き指導していきたい。</p> <p>駒澤委員 行事をなくしていくことだけの利点ばかり注目されがちだが、そこから得られるものが多分にあると思う。目的をもって進めていることを周知していくと、理解が得られやすいと思う。</p> <p>平野委員 報告事項1の家庭学習時間についてである。家庭学習時間の目安は学年によって違うと思う。学校でも違うと思うが、概ねどのくらいを目安としているのか。</p> <p>学校教育課長 学校によって多少差が出てくるが、小学校では家庭時間の目安をその学年×10分又は学年×10分+10分というように、1年生であれば10分又は10分+10分で20分、6年生であれば6×10分で60分又は60分+10分で70分としていることが多い。中学校ではまちまちだが、少なくとも学年×1時間以上として、1年生1時間、2年生2時間、3年生3時間を基準とし、それに増減が入る形を目安として設定しているところが多い。</p> <p>また中学校については、部活や塾等の扱いをどうしていくかも難しい。定期テストの期間などは、これくらいの勉強をしようという目標を自分で設定させたり、学習計画表等を使いながら目標を立てさせ、振り返りをさせたりしているケースが多く見られる。</p> <p>平野委員 定期テストの時は自分でいくらでも勉強するので逆にいらな</p>

会議事件名	て ん 末	
	学校教育課長	<p>いのではないかという気がするが、そういうものでもないのか。</p> <p>比較的多くの学校で、定期テストまでに何時間勉強しようといった目標を設定させて、この期間は学習を意識させている。部活動がなくなって子どもたちの自由な時間が増えるため、無為に過ごさないために計画的に学習に取り組ませたいという教員の思いで計画を立てさせていることが多い。</p>
	平野委員	<p>報告事項1のネットランチャーの価格はどのくらいか。</p>
	教育総務課長	<p>ネットランチャーは網状に広がるものである。大体一つが5万円から6万円くらいである。</p>
	柿沼委員	<p>報告事項1の働き方改革についてである。今どの業種でも人手不足の問題がある。特に学校の場合は、教師のなり手がいないことが問題になっている。文部科学省の中央教育審議会のまとめでも先生をいかに増やすか、辞めさせないかという話が出ている。先生のやるべき仕事については、昔は何でもやっておまおうという雰囲気があったが、教員の仕事の範囲を区切って、削って、子どもたちの教育に集中していこうとしているのだと思う。文部科学省でも先生の働き方について懸念している。平成29年度から令和5年度で残業時間が少しずつ減っているが、それでも小学校の月平均で41時間、中学校で58時間の残業があり、大変なことだと思う。</p> <p>やはり働き方改革を進めていかないと、先生になる人がいなくなってしまう。補充もできない。文部科学省の方も、5年後10年後AIに取って変わる部分と変わらない部分があると言っていた。やはり各県各市町村で、働き方改革を進めていかないと、今は良くても、将来大変な問題になりうるという話であったので、内容を精査し、先生方の働きやすい環境を作っていたきたい。</p>
	学校教育課長	<p>現場でもそのような視点で進めている。今年度教育委員会で取り入れたリーパーというソフトによる連絡もその一つである。教職員による時間外の不審者情報の発信や、時間外の保護者からの連絡についても、これまでは電話が通じなければ何度も電話をしたり、お互いにつながるまでやりとりをしていた部</p>

会議事件名	て ん 末	
	<p>教育長</p> <p>駒澤委員</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>小澤学長からは、第2期羽生市教育振興基本計画に基づく取組は計画どおり順調に進んだと同時に、それぞれ主な取組と執行状況において、点検評価も十分適切になされており、各事業において成果を挙げていることが認められると評価された。併せて、事業ごとに所感、要望、御意見をいただいた。これらを真摯に受け止め、今後の事業活動に生かしていきたい。</p> <p>協議事項1について、質問・意見を求めた。</p> <p>埼玉純真短期大学の小澤学長からいただいた意見書について拝見すると、例えば37ページには今後の施設の老朽化等を鑑み、課題となっているトイレの洋式化やバリアフリー化について教育環境の構築を図ってほしい。次のページには、地域ぐるみの学校安全体制の整備について、地域ぐるみのこのような取組は今後も継続・充実させてもらいたい。また、グローバル化が進む現在での英語教育という辺りについて、いくつか課題提起というか問題事項を提示しているところがある。この中でもいくつか重要なことがあると思うが、特に課題であると感じる部分があればお聞きしたい。</p> <p>各担当課によって、それぞれ御意見いただいた中でどこが一番の課題であるかというところだと思う。教育総務課としては、今まさに御意見いただいた施設の老朽化である。昨年、他市ではあるが施設の老朽化により外壁が剥がれ落ちる等が起きている状況である。非常に限られた予算ではあるが、まずは児童生徒が安全安心に学校生活を送れる環境を整えていく。教育総務課としては、重点課題として取り組んでいきたい。</p> <p>協議事項1については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>協議事項1は、承認された旨宣した。</p> <p>協議事項2について、教育総務課長から説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項2 学校施設を活用した 羽生東学童保育室の 整備に係る協定書の 締結について</p>	<p>教育総務課長</p>	<p>令和7年4月に新たに開校する羽生東小学校の教室等を活用し、学童保育室を整備することについて、市長から協定書を締結するための協議の申出があった。については、学校施設を活用した羽生東学童保育室の整備に係る協定書を締結することについて協議するものである。</p> <p>まず、羽生東学童保育室の概要についてである。</p> <p>設置場所は、校舎1号館1階、普通教室2教室である。開所時間は、延長時間を含め、授業のある日は授業終了後から午後7時まで、休業日は午前7時30分から午後7時までとなる。</p> <p>次に、主な条文の内容についてである。</p> <p>第2条の施設の区分・管理についてである。学校施設は、主に学校の児童、教職員が使用する学校専用エリア、主に学童保育室を利用する児童、支援員等が使用する学童保育室専用エリア、それぞれ共同使用する共用エリアに区分し、管理する。</p> <p>第4条の事故等に係る責任の範囲についてである。学童保育室開所時間内に学童保育室を利用する児童に事故があった場合は、エリアの区分にかかわらず市が責任を負う。</p> <p>第5条の光熱水費の負担についてである。電気料・水道使用料は、学校と学童保育室の使用量について明確に区分できるものは市が負担するが、現況では電気・水道とも明確に区分することができないため、基本的に教育委員会が負担する。</p> <p>第6条の学校施設が不足した場合についてである。児童数の増加等により学校施設が不足し、学童保育室専用エリアの設置が困難となるときは、速やかにこれを廃止することを基本とする。</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項2について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項2については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項3</p> <p>羽生市特別支援教育 就学奨励費支給要綱 の一部を改正する要綱</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>協議事項2は、承認された旨宣した。</p> <p>協議事項3について、教育総務課長から説明を求めた。</p> <p>国の定める「特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」等の一部改正により、様式第2号「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書の需要額等」の欄に、教材代及び障害者／母子加算費の項目を追加するため、これを改めるものである。 なお、改正後の規定は、公布の日からの施行となる。</p> <p>協議事項3について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>協議事項3については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>協議事項3は、承認された旨宣した。</p>
<p>協議事項4</p> <p>「第2次羽生市文化 芸術振興計画（案）」 を羽生市文化芸術振 興審議会へ諮ること について</p>	<p>生涯学習課長</p>	<p>第2次羽生市文化芸術振興計画案を羽生市文化芸術振興審議会へ諮ることについて協議を求めるものである。</p> <p>策定の理由は、現在の羽生市文化芸術振興計画が今年度をもって計画期間が終了することから、引き続き本市の文化芸術の振興を図るため、第2次計画を策定するものである。</p> <p>計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間である。</p> <p>第2次計画の概要について、基本理念や基本目標は、現在の</p>

会議事件名	て ん 末	
		<p>計画を踏襲する。</p> <p>策定のポイントは、主に3点である。</p> <p>1点目は、社会情勢等の変化を踏まえた内容の見直しである。基本的に現在の計画を踏襲する中で、国や県の動向又は市の取組に関する内容を確認し、必要に応じて現計画を加除修正する。</p> <p>2点目は、文化芸術の担い手の育成・支援の強化である。これまで関係団体などからの意見で最も多かったものが、文化芸術の後継者不足を危惧するものであった。このような意見を受け、特に次世代を担う子どもや青少年が持続可能な形で文化芸術活動を行うことができるよう、関係部署や団体と調整をして策定する。</p> <p>3点目はSDGsの推進の追加である。昨年度策定した第3期羽生市教育振興基本計画と合わせ、17の目標との関連性を示し、SDGsの推進に向けて目標を設定する。</p> <p>最後に、今後のスケジュールである。本日の定例教育委員会前に、庁内関係部署とともに内容の検討を進めている。今後、市の最高協議機関である経営会議での審議後、第三者機関である羽生市文化芸術振興審議会において2回、計画の内容を審議する。その後、再び定例教育委員会及び経営会議において内容確認後、来年1月から2月にかけて1か月間、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を聴取する。いただいた意見などを基に最終的な内容の調整を行い、3月の定例教育委員会で審議いただいた後に計画策定となる。</p> <p>教育長 協議事項4について、質問・意見を求めた。</p> <p>駒澤委員 策定のポイントの2番目、文化芸術の担い手の育成・支援強化が一番大事なところだと思う。活動の基盤を強化するとともに、担い手を確保するための多角的・中長期的な対策を講じるとあるが、具体的な手法はどういったことを考えているか。</p> <p>生涯学習課長 まさに委員御指摘のとおり私もこの策定のポイントの3本柱の要は2番だと思っている。これは文化芸術団体が最も危惧し</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第4 議案第46号 羽生市有形文化財（仮称）「観乗院古文書」の指定に係る文化財保護審議委員会への諮問について</p>		<p>ているところであり、多くの方から、このことについて話をいただいている中で、第2次計画の策定に着手したところである。現在のところ、事務局で考えていることとしては、まだ関係部署との調整中ではあるが、例えば、毎年2月開催している郷土芸能発表会に関して、市民でさえそのような郷土芸能を知らない人が多いのではないかという意見もある。以前は、子どもに向けた教室などの講座の開催もあったようであるが、コロナを経て、なかなか再開できていない状況も実際はある。第2次計画では、どのような形になるか分からないが、特に子どもに向けて郷土芸能に触れられる機会を提供したり、子どもに限らず広くホームページを活用し、羽生にはこういった郷土芸能があるということや取組について周知したりするなど、何かできることを模索していくことを考えている。あくまでも例示であるが、そのようなことを一つ一つ検討しつつ、第2次計画を策定してまいりたい。</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項4については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	<p>教育長</p>	<p>協議事項4は、承認された旨宣した。</p>
	<p>教育長 図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>議案第46号について、図書館長兼郷土資料館長から説明を求めた。</p> <p>羽生市有形文化財（仮称）観乗院古文書の指定に係る文化財保護審議委員会への諮問についてである。</p> <p>種別は、有形文化財（古文書）である。名称は、仮称であるが、観乗院古文書1点である。管理者は、観乗院住職である。当該文化財は、羽生市大字発戸に所在する観乗院に伝わった羽生城に関連したものである。慶長17年、1612年8月20日付け羽生城城代家老徳守傳次名で、観乗院宛てに差し出した免税状である。観乗院所有の三反歩を羽生城城主大久保忠隣の観音堂</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第47号 令和7年度使用中学校教科用図書採択について</p>		<p>の領地として認め、免税するとの内容である。なお、加須市志多見の長昌院で「徳守伝次書状」が昭和54年5月8日に加須市指定文化財となっている。</p>
	教育長	<p>羽生市文化財保護条例第5条第4項の規定により、羽生市文化財保護審議会に諮問することについて議決を求める。</p>
	教育長	<p>議案第46号について、質問・意見を求めた。</p>
	教育長	<p>大きさはどのくらいか。</p>
	図書館長兼郷土資料館長	<p>掛け軸となっており、幅60cm程度である。</p>
	教育長	<p>議案第46号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第46号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第47号については、会議を非公開とする。</p> <p>(会議非公開 可決)</p>
	教育長	<p>これより、会議を公開する。</p>
教育長	<p>次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。</p>	
教育総務課長	<p>8月定例教育委員会は、8月7日午後1時30分より、302会議室にて開催する。</p>	

会議事件名	て ん 末	
閉 会	教育長	<p>閉会を宣した。</p> <p>教育長 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>書 記 _____</p>